

## 新旧対照表

【沖縄振興特別措置法に基づく自由貿易地域等の取扱いについて（平成 14 年 3 月 31 日蔵関第 254 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>0 - 2 この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2)「認定事業者」とは、沖振法第 43 条第 1 項に規定する主務大臣（内閣総理大臣及び経済産業大臣をいう。以下同じ。）の認定を受けた者をいう。</p> <p>(3)「保税蔵置場等」とは、<u>保税蔵置場（関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 42 条第 1 項に規定する許可を受けた場所又は法第 50 条第 1 項に規定する届出を行った場所をいう。）保税工場（関税法第 56 条第 1 項に規定する許可を受けた場所又は法第 61 条の 5 第 1 項に規定する届出を行った場所をいう。）第 62 条の 2 第 1 項に規定する保税展示場又は第 62 条の 8 第 1 項に規定する総合保税地域をいう。</u></p>	<p>(用語の意義)</p> <p>0 - 2 この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2)「認定事業者」とは、沖振法第 43 条第 1 項((自由貿易地域又は特別自由貿易地域における事業の認定))に規定する主務大臣（内閣総理大臣及び経済産業大臣をいう。以下同じ。）の認定を受けた者をいう。</p> <p>(3)「保税蔵置場等」とは、<u>法第 42 条第 1 項((保税蔵置場の許可))、第 56 条第 1 項((保税工場の許可))、第 62 条の 2 第 1 項((保税展示場の許可))又は第 62 条の 8 第 1 項((総合保税地域の許可))に規定する保税蔵置場、保税工場、保税展示場又は総合保税地域をいう。</u></p>
<p>(保税蔵置場等の許可に係る審査及びその許可の方針)</p> <p>2 - 1 認定事業者の保税蔵置場等の許可に係る審査及びその許可の方針については、次による。</p> <p>(1) 保税蔵置場等の許可に関する法第 43 条各号（法第 61 条の 4 及び第 62 条の 7 において準用する場合を含む。）<u>関税法施行規則（昭和 41 年財務省令第 55 号）第 4 条の 2（同規則第 4 条の 7 において準用する場合を含む。）又は法第 62 条の 8 第 2 項各号に掲げる要件に該当するか否かの審査又はについては、主務大臣が沖振法第 43 条第 2 項の規定に基づき行う関係行政機関の長との協議の際、併せて行うものとする。</u></p> <p>(2) 認定事業者から保税蔵置場等の許可申請が行われた場合は、当該許可申請の内容が上記(1)の審査の際の内容と相違しているときを除き、直ちに許可を行うものとする。<u>また、認定事業者から法第 50 条第 1 項又は法第 61 条の 5 第 1 項の届出の提出があった場合は、当該届出の内容が上記(1)の審査の際の内容と相違しているときを除き、直ちに受理をするものとする。</u></p>	<p>(保税蔵置場等の許可に係る審査及びその許可の方針)</p> <p>2 - 1 認定事業者の保税蔵置場等の許可に係る審査及びその許可の方針については、次による。</p> <p>(1) 保税蔵置場等の許可に関する法第 43 条各号((許可の要件))(法第 62 条及び第 62 条の 7 において準用する場合を含む。)又は第 62 条の 8 第 2 項各号((総合保税地域の許可の基準))に掲げる要件に該当するか否かの審査については、主務大臣が沖振法第 43 条第 2 項((自由貿易地域又は特別自由貿易地域における事業の認定))の規定に基づき行う関係行政機関の長との協議の際、併せて行うものとする。</p> <p>(2) 認定事業者から保税蔵置場等の許可申請が行われた場合は、当該許可申請の内容が上記(1)の審査の際の内容と相違しているときを除き、直ちに許可を行うものとする。</p>
(保税蔵置場等の許可申請書に添付すべき書類の取扱い)	(保税蔵置場等の許可申請書に添付すべき書類の取扱い)

新旧対照表  
【沖縄振興特別措置法に基づく自由貿易地域等の取扱いについて（平成 14 年 3 月 31 日蔵関第 254 号）】  
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>2 - 2 認定事業者の保税蔵置場等の許可申請又は法第 50 条第 1 項若しくは法第 61 条の 5 第 1 項の届出に際し、沖振法第 43 条第 1 項の規定による認定に係る認定書の写しが提出された場合には、令第 35 条第 2 項本文（令第 50 条の 2 及び第 51 条の 8 において準用する場合を含む。）令第 41 条第 2 項本文、令第 50 条の 3 第 2 項本文又は令第 51 条の 9 第 2 項本文の規定により許可申請書又は届出書に添付することとされている書類の添付は、令第 35 条第 2 項ただし書（令第 50 条の 2 及び第 51 条の 8 において準用する場合を含む。）令第 41 条第 2 項ただし書、令第 50 条の 3 第 2 項ただし書又は令第 51 条の 9 第 2 項ただし書の規定により、省略させて差し支えない。</p> <p>（保税蔵置場等の許可の期間の更新の手続等）</p> <p>2 - 3 法第 42 条第 2 項ただし書（法第 61 条の 4 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）の規定に基づく保税蔵置場等の許可期間の更新の手続等については、次による。</p> <p>(1) 許可期間の更新の手続等については、関基 42 - 12 の規定に準ずるものとするが、添付書類については、特に必要とされるものに限るものとする。</p> <p>(2) 更新期間については、沖振法附則第 2 条第 1 項に規定する日（平成 24 年 3 月 31 日）までの期間内において、沖縄地区税関長が適当と認める期間として差し支えない。</p> <p>（貨物の収容能力の増加についての取扱い）</p> <p>2 - 5 法第 44 条第 1 項（法第 61 条の 4、第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）の規定による貨物の収容能力の増加に関する取扱いについては、保税蔵置場等として利用しようとする施設等の貨物の収容能力が既に許可をした保税蔵置場等の収容能力を超えるものであっても、関基 44 - 1 の(2)の規定にかかわらず、届出により処理することとして差し支えない。</p> <p>（貨物の滅却に係る包括承認）</p> <p>3 - 1 法第 45 条第 1 項ただし書（法第 61 条の 4、第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）の規定による貨物の滅却の承認につい</p>	<p>2 - 2 認定事業者の保税蔵置場等の許可申請に際し、沖振法第 43 条第 1 項（（自由貿易地域又は特別自由貿易地域における事業の認定））の規定による認定に係る認定書の写しが提出された場合には、令第 35 条第 2 項本文（（保税蔵置場の許可の申請））（令第 51 条及び第 51 条の 8 において準用する場合を含む。）又は第 51 条の 9 第 2 項本文（（総合保税地域の許可の申請））の規定により許可申請書に添付することとされている書類の添付は、令第 35 条第 2 項ただし書（（許可申請書の添付書類の省略））（令第 51 条及び第 51 条の 8 において準用する場合を含む。）又は第 51 条の 9 第 2 項ただし書（（許可申請書の添付書類の省略））の規定により、省略させて差し支えない。</p> <p>（保税蔵置場等の許可の期間の更新の手続等）</p> <p>2 - 3 法第 42 条第 2 項ただし書（（許可期間の更新））（法第 62 条及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）の規定に基づく保税蔵置場等の許可期間の更新の手続等については、次による。</p> <p>(1) 許可期間の更新の手続等については、関基 42 - 12（許可の期間の更新の手続等）の規定に準ずるものとするが、添付書類については、特に必要とされるものに限るものとする。</p> <p>(2) 更新期間については、沖振法附則第 2 条第 1 項（（法律の失効））に規定する日（平成 24 年 3 月 31 日）までの期間内において、沖縄地区税関長が適当と認める期間として差し支えない。</p> <p>（貨物の収容能力の増加についての取扱い）</p> <p>2 - 5 法第 44 条第 1 項（（貨物の収容能力の増減等の届出））（法第 62 条、第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）の規定による貨物の収容能力の増加に関する取扱いについては、保税蔵置場等として利用しようとする施設等の貨物の収容能力が既に許可をした保税蔵置場等の収容能力を超えるものであっても、関基 44 - 1 の(2)（（貨物の収容能力の増加についての取扱い））の規定にかかわらず、届出により処理することとして差し支えない。</p> <p>（貨物の滅却に係る包括承認）</p> <p>3 - 1 法第 45 条第 1 項ただし書（（貨物の滅却の承認））（法第 62 条、第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）の規定による貨物</p>

新旧対照表  
【沖縄振興特別措置法に基づく自由貿易地域等の取扱いについて（平成14年3月31日蔵関第254号）】  
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ては、恒常に滅却貨物の発生があり、滅却に係る申請者、貨物、方法及び場所が一定している場合であって、かつ、沖縄地区税関長が取締り上支障がないと認めたときは、保税蔵置場等の許可期間内の滅却について包括的に承認を行って差し支えない。</p>	<p>の滅却の承認については、恒常に滅却貨物の発生があり、滅却に係る申請者、貨物、方法及び場所が一定している場合であって、かつ、沖縄地区税関長が取締り上支障がないと認めたときは、保税蔵置場等の許可期間内の滅却について包括的に承認を行って差し支えない。</p>